

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 中田 道夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号	仕 様 書 番 号			
6PA41MM01090		6PZ91AH0061 0001			27			
品名 または 件名								
非常用自家発電設備（１５０ＫＶＡ）保守点検役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				A			
納地または工事場所				引 渡 場 所				
板妻駐業				業務隊管理科営繕班				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
山田事務官 ３２３				令和8年7月22日（水）～令和9年1月29日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年7月22日（水）9時00分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) グループ内訳

AGp：非常用自家発電設備（150KVA）保守点検役務	納期：8.7.22～9.1.29	納地：板妻駐屯地
BGp：貯水槽等清掃役務	納期：8.7.22～8.10.30	納地：板妻駐屯地
CGp：直流電源装置精密点検役務	納期：8.7.22～8.12.18	納地：板妻駐屯地
DGp：軽油地下タンク定期点検役務	納期：8.7.22～8.9.30	納地：板妻駐屯地
EGp：リサイクル家電収集運搬処理役務	納期：8.7.22～8.10.30	納地：板妻駐屯地
FGp：燃えがら分析役務	納期：8.7.22～8.9.30	納地：駒門駐屯地
GGp：特定家庭用製品リサイクル処理役務	納期：8.7.22～8.8.31	納地：駒門駐屯地
HGp：消火器廃棄処分	納期：8.7.22～8.12.18	納地：駒門駐屯地
IGp：屋外タンク貯蔵所内部開放点検	納期：8.7.22～8.12.18	納地：駒門駐屯地
JGp：ボイラー洗缶整備役務	納期：8.7.22～8.10.30	納地：滝ヶ原駐屯地

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(3) 入札の方法

- ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(5) 契約書の作成の成否

- ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- イ 適用する条項
 - (ア) 「役務請負契約条項」
 - (イ) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - (ウ) 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(7) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
- イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
- ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、7月21日（火）16時00分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。
- エ 入札に参加する場合は7月14日（火）14時00分までに市場価格調査書をメール・FAX等で提出するものとする。
- オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト（<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>）又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。
- カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
『当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合)は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』
なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。
- キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - (ア) 日 時：令和8年7月23日（木）09時20分
 - (イ) 場 所：第433会計隊入札室

(8) 入札に関する問い合わせ先

〒412-8550 静岡県御殿場市中畑2092-2

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班 (担当: 加藤)
連絡先: 0550-89-0711 (内線: 343 FAX: 487)
メール: 433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

(9) 仕様書に関する問い合わせ先

A・CGp	担当: 山田	連絡先: 0550-89-1310 (内線: 323)
BGp	担当: 伊藤	連絡先: 0550-89-1310 (内線: 323)
DGp	担当: 志馬	連絡先: 0550-89-1310 (内線: 339)
EGp	担当: 池谷	連絡先: 0550-89-1310 (内線: 373)
FGp	担当: 森	連絡先: 0550-87-1212 (内線: 323)
GGp	担当: 山田	連絡先: 0550-87-1212 (内線: 386)
HGp	担当: 高橋	連絡先: 0550-87-1212 (内線: 327)
IGp	担当: 和田	連絡先: 0550-87-1212 (内線: 364)
JGp	担当: 小澤	連絡先: 0550-89-0711 (内線: 352)

仕 様 書

1 役務件名 非常用自家発電設備（150kVA）保守点検役務

2 実施場所 静岡県御殿場市板妻40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地

3 役務概要 非常用自家発電設備1基の保守点検等 一式

4 一般共通事項

- (1) 本役務は、本特記仕様書によるほか、国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書（現行版、以下「共通仕様書」とする。）及び各製造所の機器取扱要領等並びに関連法規類によるが、これらに明記なき事項については、監督官との協議によるものとする。また、前記の項目に記載がない事項についても、技術上当然施工すべきものについては、請負業者の負担において実施するものとする。
- (2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に疑いを生じた場合は監督官と協議し指示に従う。
- (3) 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督職員と調整しその指示に従うこと。ただし、請負金額・納期等の変更は行わないものとする。
- (4) 隊員または部外者、施設等に損害を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき速やかに、請負業者の責任において補償または現状回復を実施すること。
- (5) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令及び駐屯地規則に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行うこと。
- (6) 点検業務は消防設備点検資格者及び第一種自家用発電設備専門技術者の両方の資格を持つ技術者が実施するものとし、監督官に証明する書類の写等を提出するものとする。
- その他業務についても、必要な公的資格及び技術を有する者により実施するものとする。
- (7) 作業場所及び許可された場所以外への無断立入り等及び指定場所以外での喫煙は厳禁とする。
- (8) 使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の承認及び検査を受け合格したものを使用する。
- (9) 使用材料は設計図書に規定する品質及び性能を有するものとし、JISまたはJASマーク表示のない材料は、所要の品質及び性能を有することの証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出し承認を受けるものとする。
- (10) 共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
- (11) 役務に先立ち監督官と協議の上、施工の具体的な工程等を定めた工程表を作成し提出する。
- (12) 役務写真は、国土交通省制定「営繕工事写真撮影要領」に順じ、役務の実施前・完成及び実施後隠蔽となる箇所・主要な作業段階の実施状況・使用材料・その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。なお、デジタルカメラを使用する場合には監督官の承認を得ること。
- (13) 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
- (14) 入門手続等は駐屯地規則に従う。
- (15) 請負業者は、役務の期間中に事故が発生した場合は、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する事故報告書を、指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。
- (16) 本役務実施によって知り得た内容に関して監督官の許可なく漏洩してはならない。また、役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、ファイル交換ソフトのインストールされていないものを使用する他、情報流出の防止を実施すること。
- (17) 発生材のうち金属類は監督官の指示する箇所に集積し、その他については廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法令規則に基づき適正に処分し、マニフェストE票の写しを工期までに監督官に提出するものとする。
- (18) 瑕疵担保期間は実施項目ごとに1年以上とし、材料製造所等の定める期間がそれ以上の期間である場合はこれを適用する。
- (19) 役務に必要な水、電気は請負業者の負担とするが、やむを得ず官側のこれを使用する場合は、有料とする。
- (20) 役務に必要な消耗品、雑材料一式は請負業者の負担にて用意し、これによる請負金額・期間の変更は行わないものとする。
- (21) 機器及び付属品について、正常でないときとめられた場合や安全な運転が妨げられる恐れがあると判断した場合は、内容を事前に監督官へ報告し、指示に従い実施すること。なお、当該事項が保守点検の範囲内であれば速やかに実施し、範囲外の場合は見積書を提出すること。

5 特記事項

(1) 保守点検

- ア 実施項目は共通仕様書の該当項目に定める6ヶ月周期及び1年周期の点検に加え、製造所の定める保守基準表及び特記仕様書の定める消耗品及び付属品の交換に伴い必要とするものとし、特に下記項目に留意する。
- (7) 燃料入口、戻り口ホース及び冷却水系統ラバーホースの劣化の有無等の点検
- イ 始動系統ウォータヒーター及びサーモスイッチの機能点検
- エ 対象機器は表1に示す主要機器類及び関連する諸機材等一式とする。
- ウ 負荷試験は模擬負荷にて実施する。
- エ 交換する消耗品及び付属品は表2のとおりとする。
- オ 点検は関連する消耗品及び付属品の交換完了後に実施するものとする。
- カ 役務作業実施日は契約完了日から令和9年1月29日（金）の8時15分～17時00分のうち、連続する期間とする。
- キ 請負業者は、官庁において、発電容量125kVA以上の自家発電設備の保守点検役務を2件以上完了した実績があり、かつ過去3年間全部または一部について不合格とされたことのない業者とする。
- ク 請負業者は施設を毀損しないよう、工具等に電気事故防止の措置を講ずるものとする。
- ケ 役務の検査はマニフェストE票及び各種報告書の検査を含むものとする。

(2) 各 表

表1 発電設備主要機器類

項 目	規 格	数 量
同 期 発 電 機	形 式 ㈱東京電機 TDGP180LM 定格出力 150KVA（120KW） 定格電圧 200V 定格電流 433A 定格周波数 50HZ 定格回転速度 1500min-1 極 数 4P 相 数 3 ϕ 3W 定格力率 0.8 励磁方式 ブラシレス励磁 耐熱クラス 電機子180（H） 界磁180（H） 保護・冷却方式 保護（IP20） 冷却（IC01）	1 個
原 動 機	形 式 ㈱池貝ディーゼル P086TI 直列縦置水冷4サイクル 定格出力 177KW（240PS） 定格回転速度 1500min-1 平均有効圧力 1.29MPa 総行程容積 8.071L 冷却方式 ラジエータ冷却方式 冷却水ヒータ 1 ϕ 240V1kw付 ラジエータ排風量 190m3/min 燃料室形状 直接噴射式 燃 料 油 軽油 燃料消費量 31.9L/h（運転時間4.6h） 燃料タンク 190L 潤滑油量 15.5L 潤滑方式 強制循環式 セルモータ DC24V 6KW	
そ の 他	蓄電池（容量） REH（40Ah）	

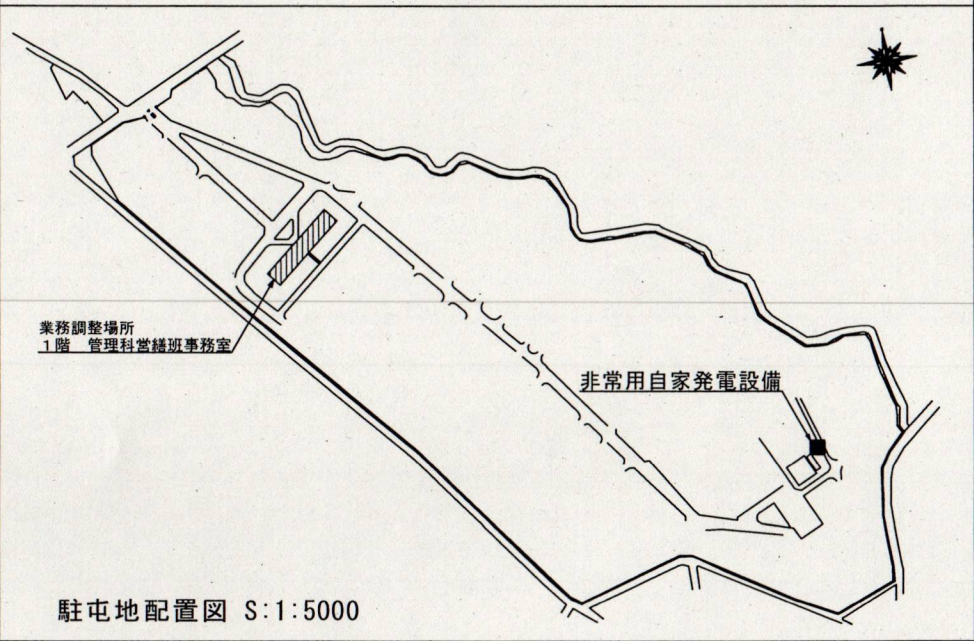
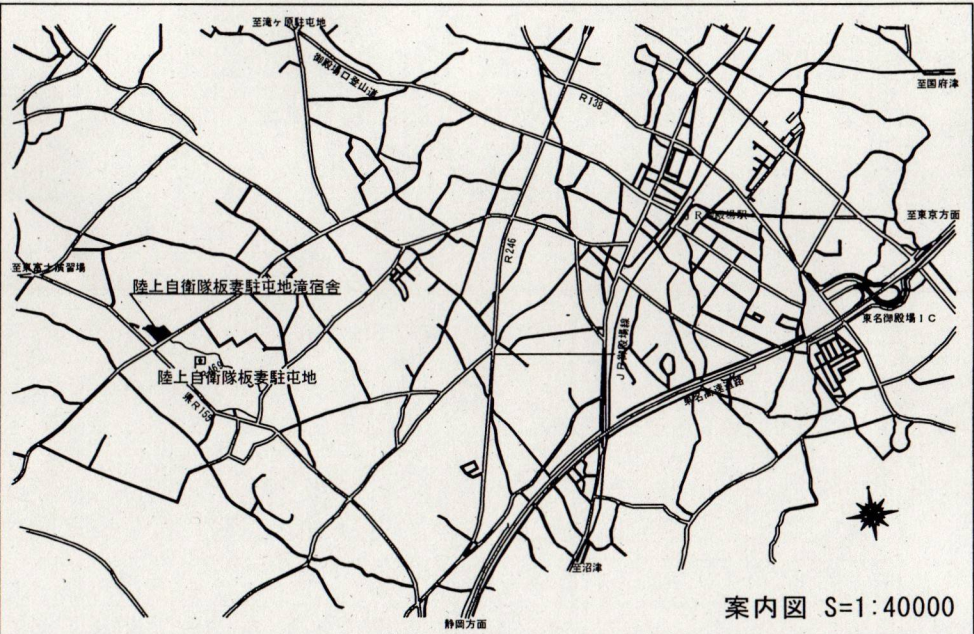
表2 発電設備交換消耗品及び付属品一覧表

交換部品	規 格	数 量
潤滑油	㈱東京電機 TDGP180LM適合	23L
潤滑油フィルタ	㈱東京電機 TDGP180LM適合	1 個
燃料フィルタ	㈱東京電機 TDGP180LM適合	1 個
冷却水不凍液	㈱東京電機 TDGP180LM適合	17L
エアフィルタ	㈱東京電機 TDGP180LM適合	1 枚
雑材消耗品	㈱東京電機 TDGP180LM適合	1 式

件 名	非常用自家発電設備（150kVA）保守点検役務	図面番号	2/3
図 名	仕 様 書	縮 尺	—
陸 上 自 衛 隊 板 妻 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科		作成年月日	R8.6.17

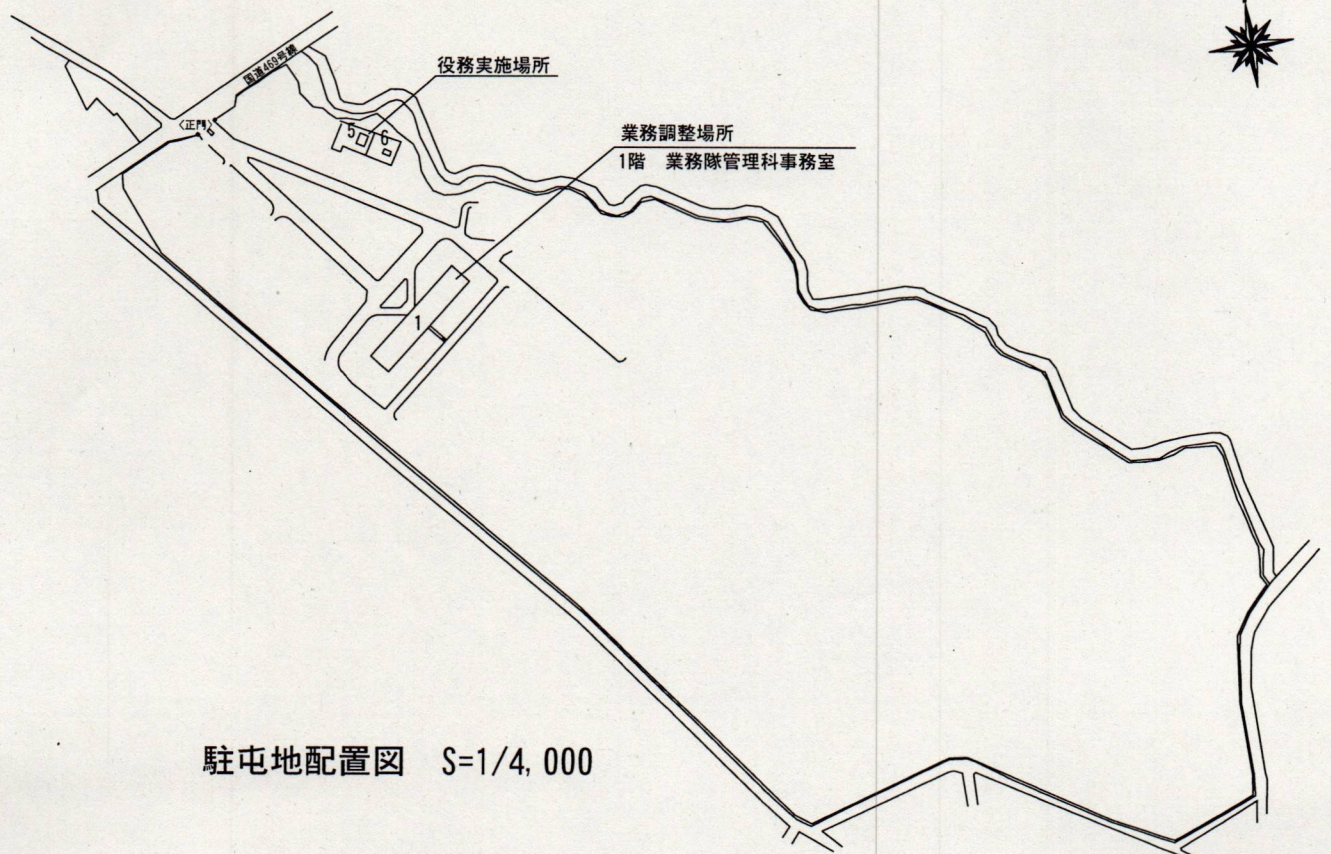
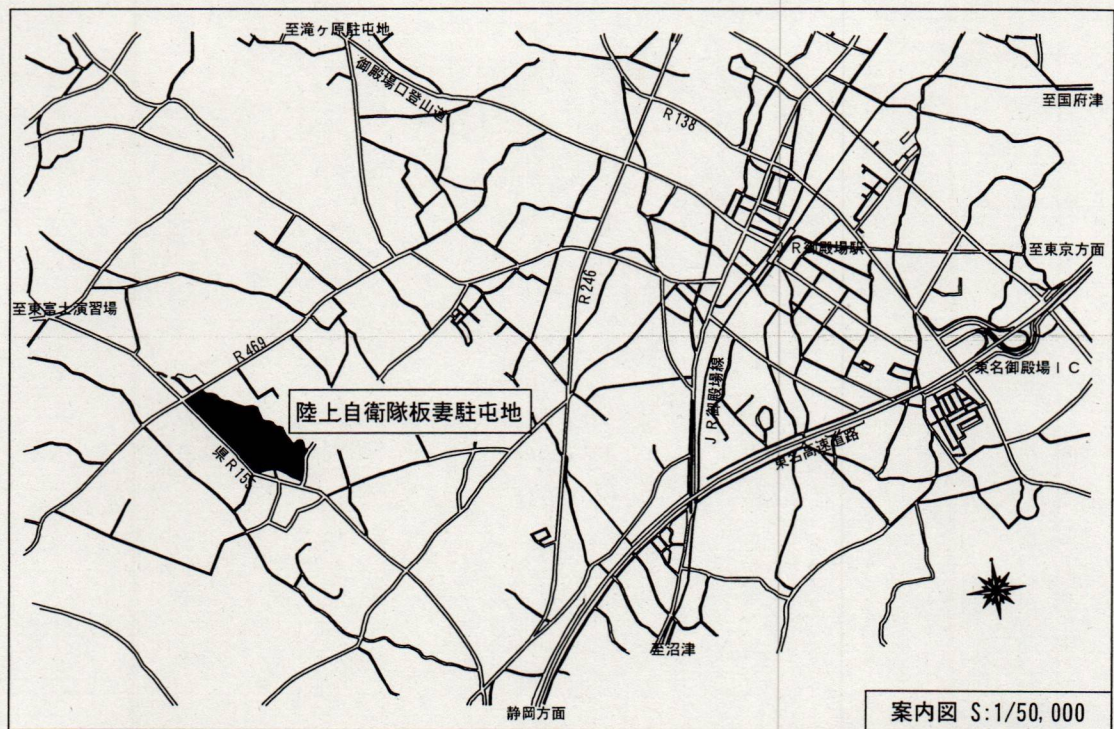
表3 150kVA発電機点検項目表（令和5年版建築保全業務共通仕様書抜粋）

点検項目	追記・補足等
1. 発電機室	令和5年版建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく
2. 発電機本体基礎部等	同上
3. 原動機 ディーゼル機関	燃料噴射弁の噴射状況を確認すること。 吸排気弁の弁頭スキマについて調整を実施すること。
4. 発電機室	令和5年版建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく
5. 発電機制御盤類	
(1) 盤本体内部配線	令和5年版建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく
(2) 盤内機器	同上
(3) 計器用変成器	同上
(4) 指示計器	同上
(5) 保護継電器	同上
6. 低圧開閉器類	同上
7. 制御回路部	同上
8. 蓄電池設備	各セル電圧、内部インピーダンスを測定すること。
9. 燃料槽	令和5年版建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく
10. ラジエーター	同上
11. 換気装置	同上
12. 排気装置	同上
13. 各種配管	同上
14. 接地抵抗	同上
15. 絶縁抵抗	同上
16. 耐震装置	同上
17. 運転機能	
(1) 試運転	シーケンス試験を実施すること。
(2) 調速機	令和5年版建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく
(3) 保護装置	保護装置に関し機能試験を実施すること。
18. 整流装置	
(1) 外箱、機器の状況	令和5年版建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく
(2) 機能	同上
(3) 配線、端子	同上
(4) 絶縁抵抗	同上
(5) 接地抵抗	同上



件名	非常用自家発電設備（150kVA）保守点検役務	図面番号	3 / 3
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊管理科		作成年月日	R8.6.17

仕 様 書																															
件 名	貯水槽等清掃役務																														
役務場所	静岡県御殿場市板妻 4 0 - 1 陸上自衛隊板妻駐屯地																														
役務概要	貯水槽等の清掃・点検及び水質検査 1 式																														
一般事項	1 本役務の実施に関しては、本仕様書及び国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年度版）」・「水道法」・「水道法施行規則」・「水質基準に関する省令」・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び同法に基づく厚生労働省告示並びに各地方条例に基づいて実施する。 2 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議し指示を受けること。 3 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた際は、監督官と調整し、指示に従う。ただし、請負金額・工期等の変更は行わない。 4 役務中における安全確保を優先し、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生防止に努める。 5 役務実施に関し隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償する。 6 工程等は監督官と綿密に調整し、技術的に当然実施すべきものについては、請負者の責任において実施すること。 7 写真は、着工前・完成及び施工後隠蔽となる箇所・主要な段階の状況・使用材料・その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1 部提出する。撮影は「営繕工事写真撮影要領」に基づき実施する。 8 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成する。 9 役務完了に際しては、現場の後片付け及び清掃を行う。 10 役務に使用する電気及び水等は請負業者により準備する。																														
特記事項	1 清掃者は菌検査を行い、その検査結果書（写）を清掃前に提出する。 2 請負者は、建築物環境衛生管理技術者の資格を持つ者の下、作業を行うものとし契約後 1 週間以内に官側へ当該資格を証明する文書等の写しを提出する。 3 清掃・点検・水質検査実施場所<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>規 格</th><th>槽 数</th></tr><tr><td>1</td><td>貯水槽 1</td><td>容量 160m³ RC造 地下式</td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>貯水槽 2</td><td>容量 80m³ RC造 地下式</td><td>1</td></tr><tr><td>3</td><td>高架水槽</td><td>容量 45m³ S造 H=23m</td><td>1</td></tr><tr><td>4</td><td>消火水槽</td><td>容量 80m³ RC造 地下式</td><td>1</td></tr></table> 4 水質検査<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>規 格</th><th>採水箇所</th></tr><tr><td>1</td><td>水質検査</td><td>9 項目及び残留塩素</td><td>4</td></tr></table> 5 使用器具について 清掃に用いる器具は貯水槽清掃専用のものとし、他の作業に使用したもの等不衛生な器具の使用を禁止する。 6 清掃要領 (1) 水槽内沈殿物、浮遊物及び槽壁、パイプ、マンホール蓋等の付着物を除去し洗浄する。 (2) 清掃はブラッシング及び高圧式ジェット洗浄を実施する。 (3) 消毒液は、有効塩素濃度 5 0 ～ 1 0 0 mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて、3 0 分間隔 2 回以上の消毒を確実に実施する。 (4) 洗浄に用いた水は水槽外に完全排除し、付属管内停滞水及び管内のもらい錆が流入しないようにする。 7 水質検査は水道法第 2 0 条第 3 項の規定に基づく水質検査を受託できる者に委託し、各水槽清掃後、官側の指示により検体採取を実施する。 8 本役務は受水タンクの 1 年点検表及び水質検査結果報告書の検査完了を以て役務完了とする。 9 役務実施日 役務実施日については令和 8 年 1 0 月 3 日（土）とし、4 日（日）を予備日とする。			番号	名 称	規 格	槽 数	1	貯水槽 1	容量 160m ³ RC造 地下式	1	2	貯水槽 2	容量 80m ³ RC造 地下式	1	3	高架水槽	容量 45m ³ S造 H=23m	1	4	消火水槽	容量 80m ³ RC造 地下式	1	番号	名 称	規 格	採水箇所	1	水質検査	9 項目及び残留塩素	4
番号	名 称	規 格	槽 数																												
1	貯水槽 1	容量 160m ³ RC造 地下式	1																												
2	貯水槽 2	容量 80m ³ RC造 地下式	1																												
3	高架水槽	容量 45m ³ S造 H=23m	1																												
4	消火水槽	容量 80m ³ RC造 地下式	1																												
番号	名 称	規 格	採水箇所																												
1	水質検査	9 項目及び残留塩素	4																												
名 称		貯水槽等清掃役務	図面番号																												
図 名		仕 様 書	縮 尺																												
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊																															



名 称	貯水槽等清掃役務		3
図 名	案内図・配置図	縮 尺	3
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			

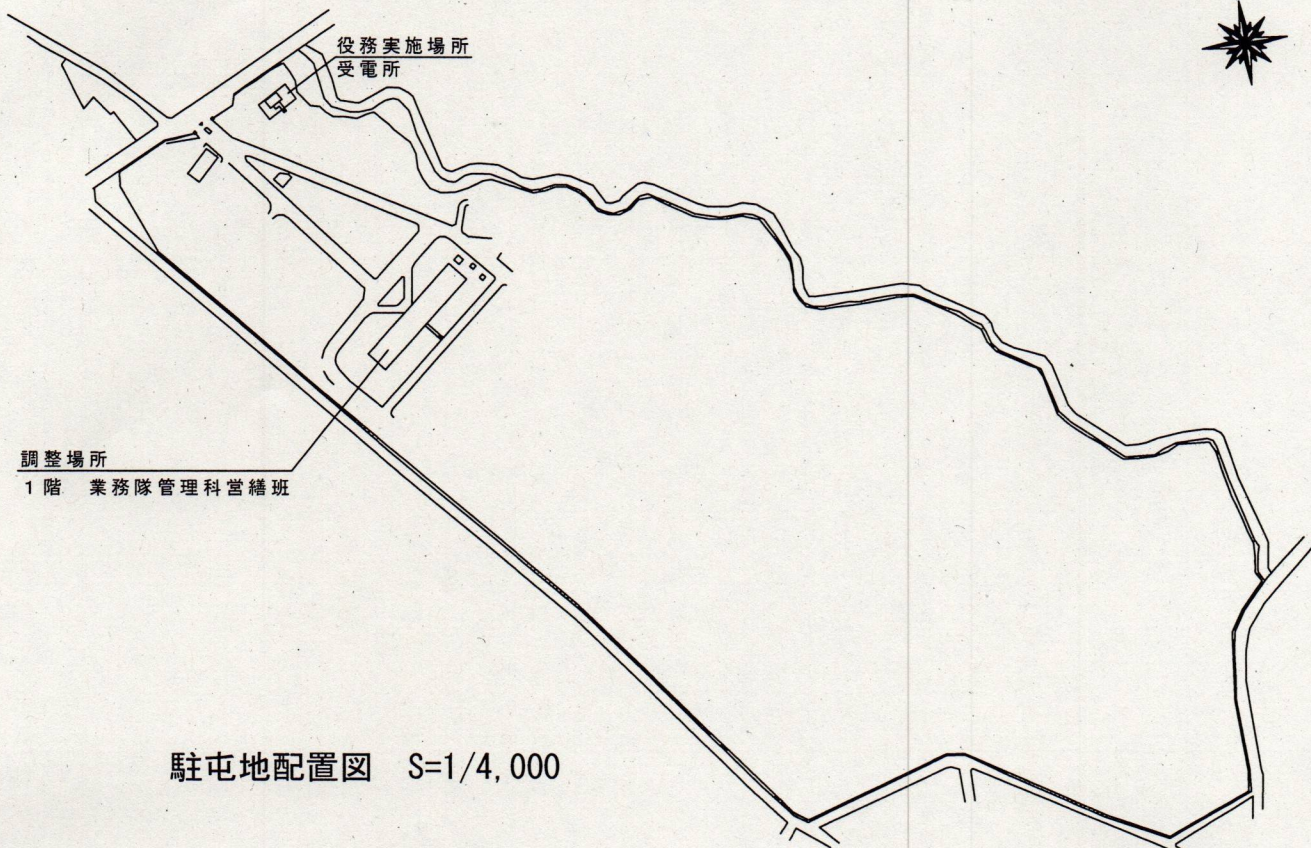
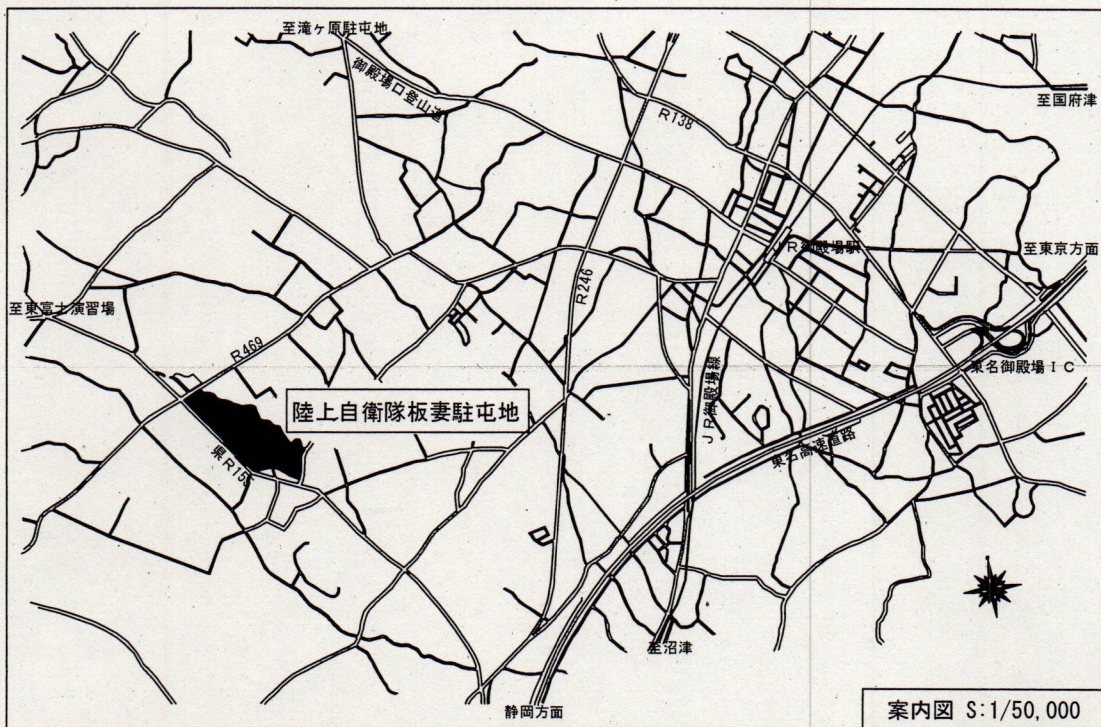
作成年月日：令和8年6月19日
作成者：防衛事務官 山田晃広
仕様書番号：第 28 号

直流電源装置精密点検役務

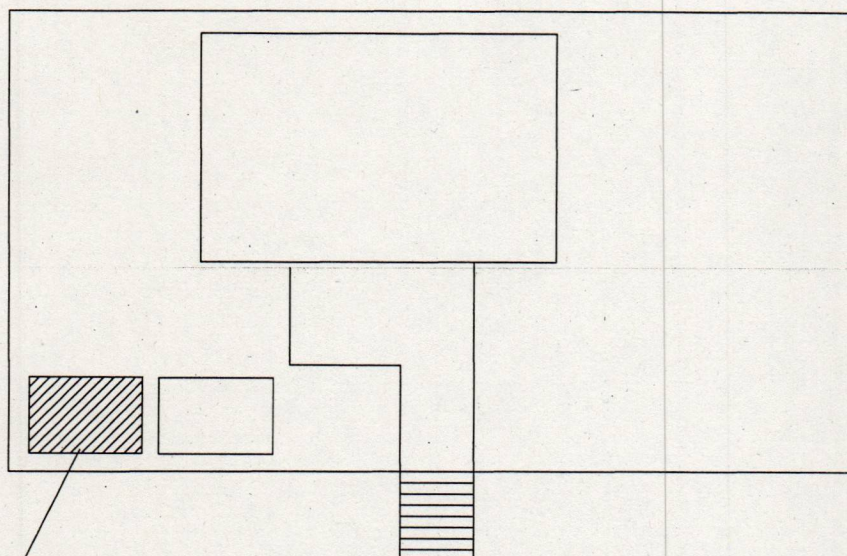
名	称	直流電源装置精密点検役務					
図	名	表 紙				図面番号	1 4
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係	営繕主任	施設管理	電気主任	作成者
了	了	了	了	後閲	了	了	了
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊							

仕 様 書			
件 名	直 流 電 源 装 置 精 密 点 検 役 務		
役 務 場 所	静 岡 県 御 殿 場 市 板 妻 4 0 - 1 陸 上 自 衛 隊 板 妻 駐 屯 地		
役 務 概 要	直 流 電 源 装 置 の 精 密 点 検 役 務 一 式		
一 般 事 項	1 本役務の実施に関しては、本仕様書及び国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版、以下「共通仕様書」とする。）」並びに関連法規類に基づき実施するが、これらに明記なき事項については、監督官との協議によるものとする。また、前記の項目に記載がない事項についても、技術上当然施工すべきものについては、請負業者の負担において実施するものとする。 2 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議し指示を受けること。 3 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた際は、監督官と調整し、指示に従う。ただし、請負金額・工期等の変更は行わない。 4 役務中における安全確保を優先し、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生防止に努める。 5 役務実施に関し隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償する。 6 点検業務は蓄電池設備整備資格者及び消防設備点検資格者の両方の資格を持つ技術者が実施するものとし、監督官に証明する書類の写等を提出するものとする。 7 役務に先立ち監督官と協議の上、施工の具体的な工程等を定めた工程表を作成し提出する。 8 写真は、着工前・完成及び施工後隠蔽となる箇所・主要な段階の状況・使用材料・その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部提出する。撮影は「営繕工事写真撮影要領」に基づき実施する。 9 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成する。 10 本役務によって知り得た内容に関して監督官の許可なく漏洩してはならない。また、役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、ファイル交換ソフトのインストールされていないものを使用する他、情報流出の防止を実施すること。		
特 記 事 項	1 精密点検については、共通仕様書の該当項目に定める1年周期の点検に加え、経済産業省の定める保安規定に基づき実施するものとする。 2 事前に点検手順書を作成し、監督官に提出するものとする。 3 点検を行うにあたり、無停電で実施するものとする。 4 点検作業前に専用タブレット端末機にて現在の設定を確認した上で作業を実施するものとする。 5 点検終了後試運転調整を行い、直流電源装置に異常等がないことを確認する。また試運転調整試験の測定データを提出するものとする。 6 試運転調整点検終了後、一時間程度運転監視を行うものとする。 7 点検機器は以下のとおりとする。 機器名称 直 流 電 源 装 置 機器型式 T R - S N W R 1 0 0 2 0 - A 製造年月 2 0 1 3 年 4 月 製造番号 3 0 5 3 4 6 4 5		

名 称	直 流 電 源 装 置 精 密 点 検 役 務	図面番号	2 / 4
図 名	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 板 妻 駐 屯 地 業 務 隊			



名 称	直流電源装置精密点検役務		3
図 名	案内図・配置図	縮 尺	4
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			



受電所平面図 S=1/800

精密点検実施機器
直流電源装置 TR-SNWR10020-A

名 称	直流電源装置精密点検役務		4
図 名	平面図	縮 尺	4
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			

調達要求番号 : 6PZ91AG0027

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
軽油地下タンク定期点検役務		2 6 G 0 1 3	
	作 成	8 . 6 . 1 9	
	作成部隊名	板妻駐屯地業務隊	

1 総 則

(1) 適用範囲

本役務は、陸上自衛隊板妻駐屯地燃料施設の20KL軽油地下タンク1ヵ所の定期点検を仕様書及び関係諸規則に準拠し実施するものとする。また、本仕様書に明記されていない事項であっても技術上当然実施すべき事項は業者の負担において実施するものとする。

(2) 引用文書等

消防法第14条3の2及び危険物の規制に関する規則第62条5の2・3、71条、71条の2による。

2 役務に関する要求

- (1) タンク検知口（4箇所）の漏洩検査実施、検知口内、水位の確認を実施
- (2) 検査前準備のため各配管等の閉止施工（通気管、吸引管、給油口、検尺口、その他）
- (3) 漏洩検査は、残油を移動せず現状にて実施。使用ガスは、窒素ガスを使用
- (4) 漏洩検査は、減圧法により液相部、微加圧法により気相部・埋設配管の総合判定より合格とする。
- (5) 洩検査機器の校正書及び検査報告書2部、現場施工写真1部を工程ごと撮影し提出
- (6) 地下タンクマンホールパッキン中蓋2箇所の新品交換を実施
- (7) 電気、水道等を使用する場合は、事前に官側と協議する。

3 品質保証検査

(1) 監督・検査

ア 作業実施中は官側の指示に従うものとする。ただし、作業等行程は事前に検査官と協議した上で行う。

イ 写真は目視できない箇所及び行程毎に撮影し、印刷したものを役務完了後速やかに提出する。

ウ 作業終了時は、検査官の検査を受ける。

(2) 補償賠償

実施にあたり、隊員若しくは部外者等に障害を与えた場合、又は、施設等を損傷した場合この原因が実施業者側にあると認められた場合は、実施業者側がそれら全ての賠償責任を負うものとする。

4 その他の指示

- (1) 細部作業日については、官側と調整のうえ実施するものとする。
- (2) 特別の事項等で役務作業が不可能になった場合は、直ちに相互調整をするものとする。
- (3) この事項に定めない事項については官側と業者が協議して定める。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合、契約の相手方と契約担当官が協議して定める。
- (5) 関係者の出入門、資器材の搬入及び隊内の行動範囲等については全て検査官の指示に従うものとし、それ以外の区域に立ち入ってはならない。
- (6) 本役務の納期は、令和8年9月末と定めるも2項に定める事項及び3(1)に定める検査は、9月2日（水）～25日（金）までの間（土日祝日除く。）の1日を要望する。

6 保 全

- (1) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も、同様とする。また官側の施設内において無許可の撮影をしてはならない。

7 情報セキュリティの確保

契約の相手方は、この契約の履行にあたり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」に定める装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準に基づき、適切に管理する。ただし、保護すべき情報は官側が指定する。

調達要求番号 : 6 P Z 9 1 A G 0 0 3 1

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
リサイクル家電収集運搬処理役務		2 6 G 0 1 4	
		作 成	8 . 6 . 2 7
		作成部隊名	板妻駐屯地業務隊

1 総 則

適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊板妻駐屯地の家電リサイクル収集運搬処理役務（以下「本役務」という。）について適用する。

2 役務に関する要求

(1) 作業の条件

- ア 本役務に必要な資材及び機材は、契約業者が所有する資材及び機材を使用する。
 イ 搬出日については官側と契約業者との相互調整により定める。
 ウ 契約業者は「家電リサイクル法」に基づき、適切に運搬処理を行うものとする。

(2) 作業の内容

- ア 下表の家電リサイクル品の収集運搬処理、リサイクル料金の支払い、指定取引場所までの運搬及びこれに付随する必要な作業

家電の種類					
一連番号	品 名	規 格		数量	単位 備考
1	洗濯機	日立	PS-45A	1	式 二層式
2		日立	PS-H45L	1	
3		日立	PS-H35L	1	
4		ハイアール	JW-W45E	2	
5		ハイセンス	HW-E5503	2	
6		ナショナル	NA-F50Y2	1	
7	冷蔵庫	富士通	ER-L23G	1	2 2 5 L
8		東芝	GR-22T	1	2 1 6 L
9	テレビ	日立	L32-H3	1	3 2 型

イ その他

- (7) 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。
 (4) 技術上、処置すべき事項については、契約業者の責任において実施する。
 (9) 作業完了に際し、作業場などの清掃を実施する。

(3) 役務の完了

官側に、家電リサイクル券の提出をもって本役務の完了とする。

3 検査・監督

- (1) 検査の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。
 (2) 契約業者及び官側の監督官立会のもと実施する。

4 その他の指示

- (1) 特別な事情等で本役務が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。
 (2) 本仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。
 (3) 本仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。

6 保 全

- (1) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も、同様とする。また官側の施設内において無許可の撮影をしてはならない。
 (2) 駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域以外への立入りを禁止する。

7 情報セキュリティの確保

契約の相手方は、この契約の履行にあたり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」に定める装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準に基づき、適切に管理する。ただし、保護すべき情報は官側が指定する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
燃えがら分析役務	4 3	
	作 成	令和 8 年 6 月 1 7 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	駒 門 駐 屯 地 業 務 隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地ボイラー施設から発生した燃えがらの分析役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務作業に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、本仕様書によるほか陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書GLT-CG-Z000001及び陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書GLT-CG-Z500002に基づくほか次の標準仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき実施するものとする。また、仕様書等に記載なき事項で、メーカー仕様による事項は、それに従うものとする。

2.2 役務の内容等

a) 検査項目

測定項目は、調達要領指定書により指定する。

b) 検体採取

検体採取は、調達要領指定書により指定する。

2.3 役務実施場所

静岡県御殿場市駒門5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地

2.4 実施予定日等

a) 実施予定日等については、監督官と協議すること。

b) 本役務は、作業期間中の土曜日、日曜日及び祝日を作業不能日として見込んでいる。

c) 本役務の作業時間は原則として平日の0830～1700の間とする。ただし、作業の都合上時間外に作業をする必要がある場合は、事前に監督官に申し出て承認を得るものとする。

2.5 資格等

資格等については、調達要領指定書により指定する。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 秘密保全

- a) 秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。
- b) 請負業者は、作業を実施するに当たり、官側の指示に従うものとする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類については、調達要領指定書により指定する。

5.2 仮設電力及び消耗品等

本役務において使用する器材類等は、すべて請負業者が準備すること。

5.3 仕様書等に関する疑義

請負業者は、仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督官と協議すること。

5.4 その他

- a) 本役務は、関係諸基準に基づき実施する。
- b) 安全管理については、万全を期するものとする。
- c) 請負業者は、現場管理者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。
- d) 請負業者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに官側に報告するとともにこの責任で現状に復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は契約相手方の負担において行う。